

第25回講義 参考資料

参考判例等

- 1) 大判明42・9・27民録15輯697頁（連帯債務者の内部的分担部分と債務免除の効果）
- 2) 大判大11・11・24民集1巻670頁・PⅡ81（賃料債務の共同相続の場合の分割か不可分か）
- 3) 大判昭15・9・21民集19巻1701頁（一部免除の効力：複数の連帯保証人の場合）
- 4) 最判昭34・6・19民集13巻6号757頁（連帯債務の共同相続）
- 5) 最判昭57・12・17民集36巻12号2399頁・PⅡ85（事前通知・事後通知の双方の懈怠と求償）
- 6) 最判平17・9・8民集59巻7号1931頁・PⅢ122＝PⅡ81関連判例①（賃貸不動産の共同相続と賃料債権）

共通の到達目標モデル案（修正案）

第3章 多数当事者の債権債務関係

第1節 分割債権・分割債務、不可分債権・不可分債務

- ◆債権者が複数の場合、債務者が複数の場合について、それぞれ民法が定めているルールの概要(分割債権・分割債務の概念、不可分債権・不可分債務の概念、分割債権・分割債務の原則性)を説明することができる。

第2節 連帯債務

- ◆連帯債務（いわゆる不真正連帯債務を含む）とはどのようなものであり、どのような場合に認められるのかについて、説明することができる。
- ◆連帯債務者の1人について生じた事由（請求、弁済、相殺、更改、免除、混同、消滅時効等）が他の債務者にどのような影響を及ぼすかについて、条文を参照しながら、説明することができる。
- ◆連帯債務者間の求償権がどのような場合に生じるか、その行使の手續等について、条文を参照しながら、説明することができる。